

都留市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 22 号

都留市下水道条例の一部を改正する条例

(都留市下水道条例の一部改正)

第 1 条 都留市下水道条例(平成 15 年都留市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

基本料金 汚水量 20 m ³ まで	超過料金(1 m ³ につき)	
	汚水量	料金
2,400 円	20 m ³ を超え 100 m ³ まで	120 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	140 円
	200 m ³ を超えるもの	180 円
浴場については、基本料金+超過料金 50 円/m ³ とする。		
一時使用については、基本料金+超過料金 170 円/m ³ とする。(ただし、汚水量は水道等の使用水量の 1/3 とみなす)		

第 2 条 都留市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,400 円	20 m ³ を超え 100 m ³ まで	120 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	140 円
	200 m ³ を超えるもの	180 円

」

を

「

2,600 円	20 m ³ を超え 100 m ³ まで	130 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	150 円
	200 m ³ を超えるもの	200 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用料の算定から適用し、施行の日前の使用料の算定については、なお従前の例による。